

事務連絡
令和 6 年 5 月 17 日

各障がい福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課
サービス育成係

「令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業」
の国庫補助協議について（依頼）

平素は、本県の障がい福祉施策の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、介護ロボット等の導入経費の国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される法人におかれましては、下記により協議書類の提出をお願いします。

記

- 1 対象となる施設・事業種別
障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設（松江市内に所在する施設・事業所は除く。）
- 2 手続き等
（別紙）の内容をご参照の上、協議書類等をメールで提出してください。
- 3 提出期限
令和 6 年 5 月 31 日（金） 17 時
- 4 提出先
島根県健康福祉部障がい福祉課サービス育成係
メールアドレス：syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp
- 5 その他
 - ・今回の協議は、令和 5 年度補正予算分として実施する事業です。県の予算の範囲内での事業実施となりますので、上記の書類を提出されたことによって、補助を確約するものではありません。
 - ・事業の概要ならびに補助の方針は、厚生労働省の「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和 5 年度補正予算分）実施要綱」及び（作業要領）をご確認ください。

【問合せ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課
サービス育成係 堀江

TEL：0852-22-6898 FAX：0852-22-6877

(別紙)

1. 補助対象経費等

○補助対象経費

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、介護ロボット等を導入するために必要な経費を補助するものです。

詳しくは、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」（厚生労働省）の「5. 事業内容等」及び「6. 補助対象」を確認してください。

また、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）」作業要領の「4 補助対象とする機器」に想定される機器の例が記載されていますので、ご確認ください。あわせて、執行の方針は、同作業要領の「5 執行方針」に記載されているとおりです。

・1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は以下のとおりです。

- ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
- ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下

・機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない以下の経費は補助対象外になります。

・Wi-Fi工事等の通信環境整備に要する経費（※）

・機器の配送料

・PC、タブレット及びその付属品（※）

・工事費（設置費は可能）（※）

※見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は、補助対象とする。

○対象の施設・事業所種別

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設（松江市内に所在する施設・事業所を除く。）

○補助割合

国：1/2 県：1/4 事業者：1/4

2. 手続

○補助事業の実施を希望する法人は、以下4点の協議書類を提出してください。

■別紙1-2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業（施設等に対する導入支援分）国庫補助協議 事業計画書

■別紙1-3 令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業（施設等に対する導入支援分）所要見込額内訳書

■見積書の写し（複数業者から徴収）（PDFファイル）

■導入機器のパンフレット等参考資料（PDFファイル）

※別紙1-2、別紙1-3は、2つのシートからなるエクセルファイルです。

※様式、実施要綱及び作業要領は、島根県のホームページに掲載しています。

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け

> 「障害福祉サービス事業所や関係医療機関への情報提供コーナーです」

> 27 障害福祉分野のロボット等導入支援事業

○提出先 syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

○提出期限 令和6年5月31日（金） 17時